

出席停止について

出席停止とは、学校が感染の場となって生徒への集団感染を防ぐため、学校医の助言のもとで校長が患者の出席を停止するものです。※出席停止は欠席扱いにはなりません。

【出席停止とする疾病と出席停止期間】

出席停止とする疾病は、第1種・第2種・第3種に分類されています。

●第1種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ(H5N1)、指定感染症、新感染症

※出席停止期間は、完全に治癒するまで

●第2種

※それぞれ定められた出席停止。ただし、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。

病名	※出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで

●第3種

※医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、手足口病など)

【出席停止証明書について】

出席停止証明書の提出は必要ありません。出席停止になる疾病にかかった場合、速やかに学校へ連絡をしてください。保護者の方からの申し出において、出席停止の措置となります。